

～ 宮川典子メモリアル～  
政務官同期“ひまわりの種プロジェクト”  
アンケート調査のご報告

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年末にご協力いただきました各省庁へのアンケート調査につきまして、大変なご尽力をいただきながら、今般の新型コロナウイルス感染症の対応等で集計結果のご報告が大変遅くなり誠に申し訳ございませんでした。

このアンケート調査を機会に、乳がん子宮頸がん検診を早期発見、早期治療に結びつけ、女性の健康づくりに寄与するよう宮川先生の遺志を継いだ活動を広げて参りたいと考えておりますので、集計結果をご高覧いただき、先生方のご意見等ご指導賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

令和2年6月吉日

代表呼びかけ人

佐々木紀（第49代青年局長）

自見はなこ（前女性局長代理）

# ひまわりの種プロジェクト・府省庁アンケート結果報告書

令和2年4月

宮川典子メモリアル～政務官同期“ひまわりの種プロジェクト

## 1. プロジェクトの概要・調査の趣旨

- 令和元年9月12日、乳がんにより享年40歳の若さで亡くなられた宮川典子・元衆議院議員が、闘病生活の中でも、その最期の時まで願われていた女性の健康、ひいてはがん検診の推進などについてもっと活動すべきではないか、との遺志をつなぐため、令和元年12月10日に「宮川典子メモリアル～政務官同期“ひまわりの種プロジェクト”」を結成した。
  
- 国立がん研究センターの報告書によれば、15～39歳のがん患者の75.9%は女性が占め、部位別では乳がんと子宮頸がんが突出している。また全世代における年間のがん死亡者数は、乳がんでは約14,000人、子宮頸がんでは約3,000人である。しかし、現在では、早期発見により5年生存率は乳がんで91.1%、子宮頸がんで73.4%となっており、早期発見に結びつけていく取組及びがん治療と仕事などの両立支援をより一層進めて行くことは、政治の大きな役割である。
  
- これらを踏まえ、まずはそれぞれの省庁で働く女性の健康などについて、省庁横断的に取り組めることがないか模索すべく、24府省庁(本省・外局)(※)(以下「機関」という。)に対して、アンケート調査を行った。本報告では、調査結果の概要を掲載すると共に、これらを基にした各府省庁・人事院への提言

を述べる。また、各府省庁で働く女性の健康の確保を皮切りに、本提言に盛り込んだ施策が民間レベルにも浸透し、日本全体として働く女性の健康の底上げにつながることを願う。

※内閣官房、内閣法制局、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省統計局、総務省（公害等調整委員会、消防庁）、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁、防衛省  
(アンケート内容は別添参照)

## 2. 主な調査結果 ※いずれも速報値

### ○ 定期健康診断の対象者数等

人事院規則 10-4 第 20 条規定による定期健康診断の対象者数は、301,835 名で、うち女性職員は 35,968 名（常勤 30,497 名、非常勤 5,471 名）であった。

### ○ 婦人科検診の費用負担

24 機関中 23 機関が自己負担なし又は一部自己負担ありで費用負担しており、費用負担していないのは 1 機関のみであった。

	乳がん検診	子宮がん検診
費用負担している（自己負担なし）	17	16
費用負担している（一部自己負担あり）	6	7
費用負担していない	1	1

費用負担しない理由は、人事院規則 10-4 第 21 条に基づく臨時の健康診断とされていること及び現時点で予算措置されていないためであったが、来年度以降は一般定期健康診断の項目に婦人科検診を追加する方向で調整中である。

#### ○ がん検診の受診環境

がん検診の受診方法については、「婦人科検診を実施する医療機関を別途用意し、対象職員が赴いて受診」、「『婦人科検診を実施する医療機関を別途用意し、対象職員が赴いて受診』又は『人間ドックのオプションとして受診』」のいずれかで 78%が実施されていた。

また、がん検診の受診場所については、23 機関のうち 22 機関が「一か所で同時受診可能」で実施されており、「同時受診を前提とした体制は整備されていない」のは 1 機関であった。

	婦人科検診（※）
①定期検診と同時に実施している	2
②婦人科検診を実施する医療機関を別途用意し、 対象職員が赴いて受診する	5
③人間ドックのオプションとして検査として受診する	0
②または③	13
①または③	1
④その他	2

（※）乳がん検診と子宮頸がん検診の実施形式の府省庁ごとの回答は同一であった。

なお、がん検診の受診の勤務上の扱いについては、「健康診断（公務）扱い」あるいは「職務専念義務免除を認めている」のいずれかが実施されていた。

	婦人科検診
①健康診断（公務）扱いとしている	11
②職務専念義務免除を認めている	2
①または②	8
③いずれも認めておらず、受診には有休取得が必要	0
①または③*	2

※国が実施する検査については①、共済組合が実施する一部検査について有休取得が必要等

### ○ 婦人科検診の受診間隔

23 機関のうち毎年実施が 20 機関、2 年に 1 回が 1 機関で、ほぼ全ての機関で、厚生労働省指針（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」）で求める 2 年に 1 回又はそれ以上の受診機会が確保されていた。

	乳がん検診	子宮頸がん検診
2年に1回	1	1
毎年	20	20
特に取り決めはない	1	1
その他	1	1

### ○ 婦人科検診の検査方法

乳がん検診については、問診、マンモグラフィ検査及び乳房超音波検査が、23機関中 22 機関でそれぞれ実施されていた。

厚生労働省指針では、乳がん検診の検診項目を、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とし、視触診は推奨しないとしているが、問診及びマンモグラフィを実施していない機関が 1 機関、マンモグラフィ又は乳房超音波検査のいずれかを選択するとしている機関が 1 機関、マンモグラフィ又は乳房超音波検査のいずれかの選択又は両方としている機関が 1 機関あった。また、18 機関で視触診を実施していた。

子宮頸がん検診については、厚生労働省指針では、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診を検診項目としているが、23 機関全てにおいて子宮頸がん細胞診が実施されていた（19 機関が従来法、2 機関が液状検体法、2 機関がいずれかを選択）。また、21 機関で問診及び内診が、20 機関で視診が実施されていた。

乳がん検診	実施している		
		定期検診と同時に実施	契約医療機関で実施
問診	22	3	20
マンモグラフィ検査	22	3	20
視触診	18	2	17
乳房超音波検査	22	3	19
その他（具体例）	1	1	0
把握していない	0	0	0

子宮頸がん検診	実施している		
		定期検診と同時に実施	契約医療機関で実施
問診	21	3	19
視診、内診	21 <sup>※3</sup>	3	19
子宮頸部細胞診（従来法）	21	2	20
子宮頸部細胞診（液状検体法）	4	3	2
HPV検査 <sup>※2</sup>	3	1	2
その他	5	1	4
把握していない	1 <sup>※4</sup>	0	1 <sup>※4</sup>

※1：複数計上している機関があるため合計は一致しない。

※2：細胞診陽性者への再検査ではなく検診として実施

※3：うち1機関は内診のみ

※4：一部の医療機関

### ○ 婦人科検診の受診対象者

平成 30 年度の乳がん検診の受診対象者数は 12,689 名で、うち受診者数は 7,731 名、子宮頸がん検診の受診対象者数は 19,047 名で、うち受診者数は 11,874 名であった。



また、非常勤職員については 23 機関のうち 19 機関が原則として婦人科検診の対象としていた。

婦人科検診の対象	非常勤職員
原則として対象	19
期間業務職員等は対象	3
対象としていない	1

なお、厚生労働省指針では、乳がん検診については 40 歳以上の女性、子宮頸がん検診については 20 歳以上の女性を対象としているが、子宮頸がん検診について、4 機関で対象年齢の下限を 20 歳超の年齢で設定していた。

対象年齢の下限	乳がん検診	子宮がん検診
特に設定していない	15	18
20 歳	0	1
21～29 歳	1	1
30～39 歳	3	3
40 歳	2	0
その他 <sup>※1</sup>	2	0

※マンモグラフィ検査は 40 歳以上、乳房超音波検査は全年齢又は 30 歳以上

○ 平成 30 年度婦人科検診の受診率

乳がん検診については、23 機関のうち受診率 90%以上は 5 機関、受診率 70%以上 90%未満は 10 機関、50%以上 70%未満は 6 機関、50%未満は 2 機関であ

った。

子宮頸がん検診については、23 機関のうち受診率 90%以上は 2 機関、受診率 70%以上 90%未満は 12 機関、50%以上 70%未満は 3 機関、50%未満が 6 機関であった。

受診率	乳がん検診	子宮頸がん検診
0～30%未満	0	0
30～50%未満	2	6
50～70%未満	6	3
70～90%未満	10	12
90%以上	5	2

また、2年間連続受診者数及び年齢別の受診者数を把握している 21 機関について受診率を見ると、全体の受診率は乳がん検診については 70.7%、子宮頸がん検診については 62.9%であった。これを年齢階級別に見ると、乳がん検診の受診率は 30 歳代が 75.9%と最も高く、次いで 40 歳代が 73.0%であり、最も低い 29 歳以下は 63.1%であった。一方、子宮頸がん検診の受診率は 40 歳代が 67.3%と最も高く、最も低い 29 歳以下は 56.1%であった。

受診率(%)	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
乳がん検診	63.1	75.9	73.0	66.1	67.4	70.7
子宮頸がん検診	56.1	64.1	67.3	61.6	65.5	62.9

○ 精密検査の受診の有無、結果の把握

23 機関のうち精密検査の受診の有無を把握していないのは 14 機関、一部把握しているのは 8 機関であった。また、受診の結果まで把握しているのは 6 機関で、受診の有無も結果も全員把握しているのは 1 機関のみであった。

	受診の有無	受診の結果
全員把握している	1	1
一部把握している	8	6
把握していない	14	16

○ 受診推進に向けた取組等

「婦人科検診の受診率向上・確保のために行っている取組」については、対象者へメールやイントラネット等を用いた周知、未受診者へ個別に受診勧奨メールを送付する、受診期間を長く設ける、対象医療機関を複数確保する等が行われている。

また、治療と仕事の両立については、全ての機関で、人事又は健康面で相談できる部署があるとしている。

○ その他（健康管理事業に関する意見、要望等）

最後に、健康管理事業に関する意見、要望等について自由記述で尋ねたところ

る、特定保健指導について、特別休暇又は職務専念義務の免除規定がないため、休憩時間や勤務時間終了後に特定保健指導を受ける場合を除いて、対象者は有給休暇を取得しなければならず、対象者に強く勧奨することができないことから、有給休暇を取得することなく、勤務時間内に特定保健指導を実施できれば対象者にとって利用しやすい環境が整い、実施率の向上が期待できるとの意見が寄せられた。

また、婦人科検診を含む各種がん検診を人事院規則に規定する定期健康診断の検査項目とすることにより受診率の向上が見込まれるとの意見があった。

### 3. 調査結果を受けた提言

- 第3期がん対策推進基本計画では、がん検診の受診率の目標値を50%としているが、乳がん検診、子宮がん検診ともに受診率は3割台（過去2年間では4割台）にとどまっている。今回のアンケート調査の結果では、府省庁における受診率は、乳がん検診で7割、子宮がん検診で6割を超え、第3期がん対策基本計画の目標値を上回る受診率を達成していることが明らかになった。
- この背景には、府省庁の女性職員の健康や検診に対する意識の高まりとともに、ほぼ全ての機関で検診への公費負担が行われ、7割の機関では自己負担なしで受診できる状況や、がん検診の受診が勤務上健康診断（公務）扱い又は

職務専念義務免除の扱いとされている受診環境等があると思われる。また、多くの機関において、対象者へメールやイントラネット等を用いた周知、未受診者への個別の受診推奨メールの送付、長期の受診期間の設定や対象医療機関の複数確保による受診機会の拡大等、受診率向上に向けた取組を行っていることも評価できる。

- しかしながら、府省庁間で受診率のばらつきが大きく、受診率が 90%を超える機関がある一方で、50%に達していない機関も乳がん検診で 2 機関、子宮頸がん検診では 6 機関存在する。これらの機関について、まずは受診率 50% 達成に向けた取組の強化が求められる。
- さらに、内閣府の「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」（令和元年）において、がん検診を受けない理由として最も多いのが「受ける時間がないから」であることを踏まえると、がん検診の受診率を高める環境整備の観点からも、霞ヶ関の働き方改革をより一層加速化する必要がある。
- また、年齢別にみると 29 歳以下の世代で他の年代に比べ受診率が低い傾向があり、特に子宮頸がん検診の重要性について、若い世代への啓発を徹底し、理解を深める必要がある。
- がん検診の有効性を高めるためには、科学的根拠に基づき検査方法を改善し、精度管理を高めることが重要である。検診項目、対象年齢について厚生労

働省指針に基づかない検診を行っている機関もあることから、厚生労働省指針や厚生労働省「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の内容について、他府省庁への周知を一層図る必要がある。

- がん検診をがんの早期発見、早期治療に結びつけるためには、精密検査が必要と判定された受診者がその後、必ず精密検査を受診することが重要であるが、本アンケート調査結果においては、6割以上の機関が精密検査の受診の有無を把握しておらず、全員把握している機関は結果も含め把握している1機関のみであることが明らかになった。第3期がん対策推進基本計画では、精密検査の受診率を90%とすることを目標とし、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」におけるがん検診の精度管理指標では、精密検査受診未把握率の許容値を10%以下、目標値を5%以下としていることから、早急に、精密検査の受診の有無を把握し、受診を勧奨する取組を進める必要がある。
- さらに、個人情報の保護に配慮し、受診者の同意を得た上で、がんに罹患した場合のがん治療と仕事の両立支援のための適切な人事上、健康管理上の配慮に確実につながるよう、精密検査について必要な結果の把握に努める必要がある。
- 最後に、その他健康管理事業について各府省庁から寄せられた意見についても、人事院において受け止め、今後の検討課題とされることを望む。

- 本提言により各府省庁及び人事院ががん検診の受診推進や精度管理の向上に向けた取組を進めることで、府省庁におけるがん検診の受診に向けた環境整備がより一層推進されることを期待する。
- 同時に、本プロジェクトの活動が宮川先生の遺志を継ぎ、大きく育ち花を咲かせ、府省庁で働く女性の健康づくりに寄与することを念願するものである。
- さらに、「隗より始めよ」の言葉のように、府省庁ががん検診や女性の健康づくりに先駆けて取り組むことにより、そのうねりが民間を含め日本全国にあまねく広がり、日本の全ての働く女性の健康確保に結びつくことを切に祈念する。
- 結びに当たり、今回のアンケートに多大な御協力、御尽力をいただいた同期政務官、そして府省庁の関係職員の皆様に心からの感謝と御礼を申し上げる。

## 主なアンケート項目（抜粋）

### 【健康診断対象職員】

貴省における、人事院規則10-4（職員の保健および安全管理）第20条の規定による定期健康診断の対象職員は何名ですか。男女別及び常勤・非常勤別にお答え下さい。

### 【婦人科検診】

婦人科検診（乳がん検診、子宮頸がん検診）について伺います。

### 【費用負担】

貴省では、乳がん検診及び子宮頸がん検診に対して、公費や共済組合等による費用負担を行っていますか？以下の①～③の選択肢でご回答ください。

- ①費用負担している（自己負担なし）
- ②費用負担している（一部自己負担あり）  
→（一部自己負担の方式について具体的にお答え下さい）
- ③費用負担していない

### 【実施形式】

乳がん・子宮頸がん検診はそれぞれどのような形式で実施していますか？選択肢①～④のうち、実施しているものを全てお答え下さい。

- ①定期健康診断と同時に実施している
- ②婦人科検診を実施する医療機関を別途用意し、対象職員が赴いて受診する
- ③人間ドックのオプション検査として受診する
- ④その他（具体的にお答え下さい。）

### 【実施場所】

乳がん検診と子宮頸がん検診は1カ所で同時に受診できるようになっていますか？

### 【受診間隔】

乳がん・子宮頸がん検診をどのような受診間隔で実施しているか、選択肢の中からご回答ください。

- ①2年に1回
- ②毎年
- ③特に取り決めはない
- ④その他（ ）



**【勤務上の扱い】**

婦人科検診の受診に要する時間について、勤務上の扱いがどうなっているかご回答下さい。

- ①健康診断（公務）扱いとしている
- ②職務専念義務免除を認めている
- ③いずれも認めておらず、受診には有休取得が必要

**【検査方法】**

乳がん・子宮頸がん検診として、実施している検査を回答して下さい。

・乳がん検診 該当箇所に○をご記入ください。

	定期健診と同時に実施	契約医療機関で実施
問診		
マンモグラフィ検査		
視触診		
乳房超音波検査		
その他（具体例を記載下さい）		
把握していない		

・子宮頸がん検診 該当箇所に○をご記入ください。（複数回答可）

	定期健診と同時に実施	契約医療機関で実施
問診		
視診、内診		
子宮頸部細胞診（従来法）		
子宮頸部細胞診（液状検体法）		

**【受診対象者数、受診者数】**

婦人科検診の受診対象職員、受診者数についてご回答下さい。

- ①検診の対象年齢についてご回答ください。
- ②非常勤職員も対象としているのでしょうか？
- ③貴省における平成29年度及び30年度の婦人科検診の対象職員数をお答え下さい。
- ④貴省では、貴省が実施したもの以外の、貴省職員の婦人科検診の受診状況を把握していますか（例えば、貴省が職員に案内している健康診断および人間ドック以外に、個人的に受診しているものがあるか等）
- ⑤貴省における平成30年度の婦人科検診受診率並びに以下の数値をお答え下さい。

乳がん検診、子宮頸がん検診それぞれについて

- ア 平成30年度の婦人科検診の対象職員数（③の再掲）
- イ 平成29年度の受診者数（上記④で「把握している」場合は貴省実施以外の検診も含まない受診者数をお答え下さい。以下ウ、エも同じ）
- ウ 平成30年度の受診者数
- エ 平成29年度及び30年度の両方検診を受診した者の人数
- オ 受診率（イ+ウ-エ）／ア×100（%）

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
ア								
イ								
ウ								
エ								
オ								

※厚生労働省指針により、乳がん検診及び子宮頸がん検診は2年に1回の受診（実施）を求めているため、受診率は上記により算出することとしています。

**【精密検査の受診】**

乳がん・子宮頸がん検診で、要精密検査と判定された方について、精密検査の受診の有無を把握していますか。

- ①全員把握している
- ②一部把握している
- ③把握していない

また、精密検査の結果について、把握していますか。

- ④全員把握している
- ⑤一部把握している
- ⑥把握していない

**【取組内容】**

貴省における、婦人科検診の受診率向上・確保のために行っている取組があれば記載して下さい。

**【治療と仕事の両立】**

ガン等に罹患している職員について、治療と仕事の両立について相談できる部署はありますか？人事面、健康面で相談先が異なる場合はそれぞれお答え下さい。

**【その他】**

健康管理事業に関するご意見、ご要望、改善点など、ご自由に記載してください。